

福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書

平成23年3月11日に発生した、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、双葉地方の住民を含め約15万人の県民が、県内外での不自由な避難生活を強いられて、はや2年9ヵ月が経過したが、事故の収束の見通しは未だにたっていない。

福島第一原子力発電所事故以来、本町町民を含めた県民は、放射性物質の汚染による健康への不安、土壌汚染による耕作不能や農作物への悪影響、また、それに伴う風評被害、山林汚染など数多くの問題を抱え、極めて厳しい状況に直面している。

日々増え続ける汚染水、更に汚染水貯蔵タンクからの漏えいなどによる海洋への流失で、漁業関係者にも様々な悪影響を与えている。

本町は、区域再編で帰還困難区域が96%を占め、除染の見通しも示されず、いつ帰還できるかが不透明な中、避難先で不安な生活を送っている一方で、放射性物質が及ぼす健康被害、更に生活再建ができるだけの賠償など、様々な面において国の対応が未だに不十分であり、対応策が十分に確保されていない現状では、早期帰還や復旧・復興は極めて困難であると言わざるを得ない。

双葉地方の住民を含めた県民にとって最大の願いは、一刻も早い事故収束と安全な環境と、安心した以前の暮らしを取り戻すことである。

国の原子力政策への安全神話が大きく瓦解した今、原子力発電所の使用済核燃料の最終処分のあり方など、以前から抱える原子力発電所の問題解決が見通せない状況では、双葉町議会として原子力発電所を容認することはできない。

よって、今の双葉地方の住民や県民の置かれている立場を重視し、県内にあ
る全ての原子力発電所の廃炉について、国に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

福島県双葉町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣